

納付猶予の申請手続き

沖縄県 名護市 環境水道部

目 次

第1	現行の納付猶予と新型コロナウイルス感染症に伴う納付猶予	P 2
1	現行の納付猶予	P 2
2	新型コロナウイルス感染症に伴う納付猶予	P 2
3	この手引の対象	P 2
第2	納付猶予の要件等	P 3
1	納付猶予の要件	P 3
2	納付猶予に係る対象使用月	P 3
3	納付猶予の対象となる料金	P 3
4	納付猶予となる期間	P 4
第3	申請手続	P 4
1	申請書類の取得方法	P 4—P 5
2	申請書類	P 5
3	提出方法等	P 6
4	申請書類の提出期限等	P 6
5	申請書類に係る審査に当たっての質問・帳簿書類等の確認	P 6
第4	審査及び許可等	P 7
1	審査期間	P 7
2	許可又は不許可の通知	P 7
3	不許可の場合の救済措置	P 7
4	許可決定通知を受けた場合の取扱い	P 7
第5	徴収猶予の特例の取消し	P 7
1	申請を棄却（却下）する場合	P 7
2	許可を取り消す場合	P 7
第6	申請書類の書き方	P 7
第7	口座振替をご利用中の方へ	P 7
第8	Q & A	P 8—P 10

第1 現行の納付猶予と新型コロナウイルス感染症拡大の影響による納付猶予

1 現行の納付猶予

名護市は、名護市水道給水条例(以下「給水条例」という。以下同じ。)に基づき、名護市と給水契約を締結している者(以下「水道使用者」という。)がその納付すべき水道料金を、指定期限内に納入しないときには、給水停止を行うことがあります。ただし、水道事業管理者である名護市長が、公益上の理由やその他特別の理由があると認めたときは、その方が納付しなければならない水道料金を軽減又は免除することができます。水道料金の軽減又は免除については、別に定める要綱等にて詳細は定めています。

納付猶予については、給水条例とは別に定める名護市上下水道料金の分割納付取扱基準に基づき、納付の一部猶予(分割納付)を行っています。対象の方は、上下水道使用者のうち、経済的な事情やその他の理由で、料金を一括して納付することが困難と市長が認める方となっており、分割納付の回数及び期間は、原則申請時から1年以内に完納することとなっています。新型コロナウイルス感染症に伴う納付猶予の要件に該当しない方は、分割納付の要件に該当した場合、上下水道料金の分割納付を活用できる可能性があります。

2 新型コロナウイルス感染症に伴う納付猶予

新型コロナウイルス感染症による地域経済の手当をするべく、「新型コロナウイルス感染症対策本部」において「生活不安に対応するための緊急措置」(令和2年3月18日)が決定され、「新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金等の公共料金(上水道・下水道、NHK、電気、ガス及び固定電話・携帯電話の使用料)の支払が困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう要請する。」とされました。

上記の要請を踏まえ、厚生労働省より各水道事業において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の貸付対象者をはじめ、一時的に水道料金の支払に困難を来している方を対象として、上記貸付対象者であることの確認等により、その置かれた状況に配慮した支払い猶予等の対応や料金未払いによる機械的な給水停止の回避等、柔軟な措置の実施を検討するよう要請(地方自治法第245条の4(技術的な助言))がなされました。

また、同様に国土交通省より、各下水道管理者において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の貸付対象者をはじめ、一時的に下水道使用料の支払に困難を来している下水道使用者を対象として、地域の実情に応じ、福祉部局及び水道部局とも十分に連絡・連携しつつ、支払を猶予する等の柔軟な措置の実施を検討するよう要請がありました。

それを受けて、名護市上下水道事業では、一定期間の水道基本料金の全額免除、一定期間の上下水道料金について最長4カ月間の納付猶予を行うこととなりました。

この納付猶予では、現行の一部納付猶予とは違い、一定期間の納付すべき上下水道料金について、最長4カ月間全額納付猶予を受けられることが特徴となっています。

3 この手引の対象

この手引では、新型コロナウイルス感染症に係る納付猶予の申請手続について規定しています。

第2 納付猶予の要件等

1 納付猶予の要件

納付猶予の要件は、次の(1)(2)(3)のいずれも満たす必要があります。

(1) 名護市と給水契約を結んでいる者又は名護市公共下水道に水を排除している下水道使用者のうち、家庭用、営業用の専用給水装置を使用している方

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年2月1日以降の任意の期間(1か月以上)において、収入が前年同時期に比べて概ね20%以上減少している方

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、次のアからオのいずれかに該当する方で、それにより一時的に納付を行うことが困難である方

ア 災害等により財産に相当な損失が生じた場合

イ 上下水道使用者又は生計を同じくする家族が病気に罹患した場合

ウ 事業の廃止又は休止若しくは失業等により納付が著しく困難な場合

エ 事業に著しい損失を受けた場合

オ その他一時的に料金を納付することが困難であると市長が認める場合

2 納付猶予の対象外

次に掲げる(1)(2)の方は、納付猶予の対象外とします。

(1) 令和2年2月分・3月分の上下水道料金をすでに納付した方

(2) 生活保護受給世帯

(3) 官公署用、臨時用の専用給水装置を使用している方

3 納付猶予の対象となる対象月と料金

令和2年2月分から令和2年5月分までの上下水道料金の全額が対象となります。

令和2年6月分以降は納付猶予の対象にはなりませんので、ご注意ください。

どの使用月分の納付猶予を申請するか、申請書にシ点でチェックを入れてください。

金額については、口座振替か納付書払いによって次の方法からご確認ください。

【口座振替の方】

上下水道使用料等のお知らせ		
令和 2 年 4 月 ～ 令和 2 年 5 月		
検針道順 123-45678-91	水道番号 12345678-91	
氏名 名護 太郎		
方書 様		
口径 13	メーター番号 12345678	用途 家庭用
検針員 山原	前回検針日 3 月 5 日	今回検針日 5 月 5 日
今回メーター指針	30 m ³	
前回メーター指針	10 m ³	
メータ取替時のメータ水量	0 m ³	
今回ご使用水量	20 m ³	
(ご参考) 引落は6月2日となります。 再振替は6月23日となります。		
上水道料金	2,706 円	
下水道料金	1,320 円	
合計金額	4,026 円	

口座振替の方は、3月、5月にお住まいのポスト等に投函されている、左図の「上下水道使用料当のお知らせ」にて、お使いの水道が「家庭用」か「営業用」のどちらに該当するか、今回の使用水量や上下水道料金の金額などが確認できます。

【納付書払いの方】

納付書払いの方は、4月、6月にお住まいのポスト等に投函されている、左図の「納付書」にて、お使いの水道が「家庭用」か「営業用」のどちらに該当するか、今回の使用水量や上下水道料金の金額などが確認できます。

4 納付猶予となる期間

納付猶予となる期間は、最長4カ月間で下記のとおりとなります。下記の期限の範囲内で、申請者本人の申告により今後の収支状況などを加味して、最も早く上下水道料金を納付することができる期限を記入してください。

令和2年2月分・3月分 最長 令和2年 9月30日まで
令和2年4月分・5月分 最長 令和2年10月31日まで

第3 申請手続

1 申請書類の取得方法

窓口またはインターネットや郵送にて申請書の取得になります。

(1) 窓口での交付

窓口にて取得される方は、下記問い合わせ先まで直接お越しください。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から手洗いや手指の消毒、マスクの着用にご協力いただきますようお願いいたします。

(2) 申請書類は名護市 HP よりダウンロード又は郵送若しくはメールによる送付の希望

ア 市ホームページによるダウンロード

<http://www.city.nago.okinawa.jp/articles/2020052200089/>

イ 市からの郵送による送付を希望

市ホームページからダウンロードできない環境にある方は、次に掲げる部署にお問い合わせください。必要書類を郵送により送付します。

●担当窓口・問い合わせ先

部署名：名護市環境水道部経営課料金係

住所：〒905-8540 名護市港一丁目1番1号

連絡先：0980-53-1212（内線 362/363/364/365）

2 申請書類

納付猶予の申請に係る提出書類は、次の(1)～(6)のとおりとなります。

	提出書類	具体例
(1)	上下水道料金納付猶予申請書兼誓約書(様式1号)	記入例をご参照ください。
(2)	令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症による影響で減収した収入確認書類	個人の例：給与明細、預金通帳等の写し 事業主の例：売上帳、預金通帳等の写し
(3)	前年同時期の収入確認書類 ※前年同時期との比較が難しい場合、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の収入(令和元年12月頃)がわかるもの	個人の例：給与明細、預金通帳等の写し 事業主の例：売上帳、預金通帳等の写し
(4)	新型コロナウイルス感染症による影響で、次の①～⑤のいずれかに該当し、一時的に納付することが困難であることを証明する書類 ①災害等により財産に相当な損失が生じた場合 ②上下水道使用者又は生計を同じくする家族が病気に罹患した場合 ③事業の廃止又は休止若しくは失業等により納付が著しく困難な場合 ④事業に著しい損失を受けた場合 ⑤その他一時的に料金を納付することが困難であると市長が認める場合	下記が具体例です。 ①備品台帳や固定資産台帳の写し等。 ②医師による診断書や医療費の領収書の写し等。 ③廃業(休業)届、登記事項証明書、離職証明書等。 ④業績資料、売上帳、現金出納帳の写し等。 ⑤給与明細、出勤簿、市税等徴収猶予決定通知の写し等。
(5)	上下水道料金納付猶予申請書セルフチェックシート	記入例をご参照ください。
(6)	本人確認書類	運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、保険証等になります。
(7)	収支明細書(様式第2号)※	※(2)～(4)の書類の提出が困難な方のみです。

3 提出方法等

- (1) 申請書類の提出は、窓口に出すまたは郵送にて提出してください。
- (2) 提出の際に記載事項の確認や記載方法へのお問い合わせがありましたら、直接窓口まで来庁されるか、P5に記載されている連絡先までお問い合わせください。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、窓口が混み合っている場合、窓口の外でお待ちいただく場合があります。あらかじめ御了承ください。

4 申請書類の提出期限等

(1) 申請書の提出期限

- ア 提出期限は、次の別表1のとおりです。提出期限までに申請書を提出してください。
- イ 窓口での受付時間は、下記のとおりです。受付時間外の受付は行いませんので、あらかじめ御了承ください。
平日：午前8：30～午後5：15 まで
※土日・祝祭日を除く。
- ウ 提出期限末日までの消印については有効として取り扱いますが、期限を過ぎて提出された申請書については、長期入院や長期出張等の特別な事情がない限りは受け付けませんので御注意ください。
- エ 既に納期限が過ぎている令和2年2月分・3月分について、まだ納付を行っていない方のうち、納付猶予の申請を行いたい方は、令和2年6月10日までに申請していただく必要があります。
- オ 既に令和2年2月分・3月分について督促が届いている方で、5月31日までにお電話等にて納付猶予のご相談がない方については、給水停止の措置を行うことがございます。納付猶予を希望する方は、お電話にて納付猶予を行う意思をあらかじめ問い合わせ先までご連絡ください。

別表1

料金	期別	申請書類提出期限
上下水道料金	令和2年2月分・3月分	令和2年6月10日(水)まで
	令和2年4月分・5月分	令和2年6月30日(火)まで

(2) 申請書類の補正

申請書類に誤りがあった場合、内容が不明瞭な場合は補正を求めることがあります。補正に応じない場合は、申請を不許可とすることもありますので、あらかじめ御了承ください。また、補正に時間を要したため、提出期限を超えた場合でも、申請は有効として取り扱います。

5 申請書類に係る審査に当たっての質問・書類等の確認

納付猶予については、極力“申請や審査の手続を極力簡素化”することが国から求められていますが、申請者が適正に申請しているかどうかを審査するために、納付猶予申請書兼誓約書(様式第1号)にて、いただいた同意をもとに、必要に応じて他部署に提出済みの申請書その他の書類の確認を行い、税情報に関する調査を行うこともあります。

第4 審査及び許可等

1 審査期間

審査期間（標準処理期間）は、約2週間を目途としています。その後許可又は不許可の通知を行います。

2 許可又は不許可の通知

審査の結果、許可となった場合は、許可決定通知書を、不許可となった場合は、不許可決定通知書を郵送にて送付します。その際、納付の猶予が許可された方は、納付猶予後の納付期限が設定された納付書が同封されています。

3 許可決定通知を受けた場合の取扱い

すでに令和2年2月分・3月分については、督促料金100円が発生していますので、納付猶予が許可された場合も、督促料金100円も含めた上下水道料金の納付猶予となりますので、あらかじめご了承ください。

許可決定により納付猶予を受ける令和2年4月分・5月分については、許可を受けた期間内は、督促状や催告状等は発送されません。また、本猶予に伴う延滞金も発生しません。

第5 申請の棄却（不許可）及び納付猶予の取消し

申請者が申請した場合でも、次のいずれかに該当するときは、申請を棄却する場合がありますので御注意ください。また、納付猶予の許可を受けた者が、偽りその他不正な手段により申請がされ、その申請に基づき猶予が許可されたことが判明したときには、その許可を取消しされる場合があります。

- (1) 偽りその他不正な手段により申請をしようとしていることが明らかとなるとき。
- (2) 申請者が、猶予の審査をするために職員が行う質問や書類の確認のための検査を拒んだり、妨げたりするとき。
- (3) 明らかに申請の要件に該当しないとき。

第6 申請書類の書き方

申請書類の書き方については、別紙の申請書類の記入例をご確認ください。申請書類をダウンロードされた方は、申請書兼誓約書（ワードファイル）、申請書兼誓約書（記入例）、納付猶予の申請書（手引）、チェックリストのシート等をご確認ください。

第7 口座振替をご利用中の方へ

口座振替をご利用中の方の令和2年4月分・5月分のスケジュールは下記のとおりです。納付猶予の申請が引き落とし日までに間に合わず、引き落としとなった方は、翌月以降に還付となります。また、すでに口座振替にて納付された令和2年2月分・3月分については、還付の対象となりませんので、あらかじめご了承ください。

第1回口座振替日 6月8日

第2回口座振替日 6月23日

第8 Q&A

問1 対象となる方について教えてください。

答1 納付猶予を受けるには次の(1)(2)(3)のいずれも満たす必要があります。

- (1) 名護市と給水契約を結んでいる者又は名護市公共下水道に水を排除している下水道使用者のうち、家庭用、営業用の専用給水装置を使用している方
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年2月1日以降の任意の期間(1か月以上)において、収入が前年同時期に比べて概ね20%以上減少している方
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、次のアからオのいずれかに該当する方で、それにより一時的に納付を行うことが困難である方
 - ア 災害等により財産に相当な損失が生じた場合
 - イ 上下水道使用者又は生計を同じくする家族が病気に罹患した場合
 - ウ 事業の廃止又は休止若しくは失業等により納付が著しく困難な場合
 - エ 事業に著しい損失を受けた場合
 - オ その他一時的に料金を納付することが困難であると市長が認める場合

○ 例えば、申請者からの申請が令和2年5月28日の場合は、次のア、イの書類の提出が必要です。ア、イについては、帳簿等で確認することが必要です。ただし、申請者がその添付すべき書類を提出することが困難である場合には、別途収支明細書の記入及び提出が必要です。

ア 令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症による影響で減収した収入確認書類(給与明細、売上帳、預金通帳など)

イ 前年同時期の収入確認書類

※前年同時期との比較が難しい場合、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の収入(令和元年12月頃)がわかるもの

ウ 申請時点で「一時的に納付を行うことが困難」であることを証明する書類

- ・災害等により財産に相当な損失が生じた場合

具体例 : 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合等。

証明書類 : 備品台帳や固定資産台帳の写し等。

- ・上下水道使用者又は生計を同じくする家族が病気に罹患した場合

証明書類 : 医師による診断書、医療費の領収書等。

- ・事業の廃止又は休止若しくは失業等により納付が著しく困難な場合

証明書類 : 廃業(休業)届、登記事項証明書、離職証明書等。

- ・事業に著しい損失を受けた場合

具体例 : 上下水道使用者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた等。

証明書類 : 業績資料、売上帳、現金出納帳等。

- ・その他一時的に料金を納付することが困難であると市長が認める場合

具体例：パートタイム等で事業所が休業要請に従い休業した関係で出勤日数が減り、収入が減った等。

証明書類：給与明細、出勤簿、市税等徴収猶予決定通知書等

問2 今回、生活保護受給世帯と令和2年2月分・3月分の上下水道料金をすでに納付した方は納付猶予の対象外となっていますが、なぜですか。

答2 生活保護受給世帯が受給している生活保護費の中には、公共料金(電気・ガス・水道)も算出に含まれており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、収入が20%以上減少する等の影響を受けないと考え、今回対象外としています。

また、令和2年2月分・3月分の上下水道料金を納付した方については、今回は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本来納付すべき料金が納付困難になっている方に対し、「納付を猶予」する制度となっています。そのため、すでに納期限が過ぎた上下水道料金を納付済みの方については対象外としています。

問3 今回の適用対象となる料金はどのようなものですか。

答3 令和2年2月分から令和2年5月分までの上下水道料金が対象です。そのため、令和2年6月分以降は納付猶予の対象にはなりませんので、ご注意ください。

問4 今回の納付猶予の対象に官公署用や臨時用の水道使用者も含まれるのでしょうか。

答4 今回は、官公署用や臨時用の水道使用者は、対象外です。家庭用・営業用の水道使用者が対象となります。

問5 窓口で申請や相談に応じていただけますか。

答5 窓口または郵送にて申請を受け付けています。ご来庁の際には、手洗い・手指の消毒やマスクの着用などにご協力いただきますようお願いいたします。

問6 納付猶予を行う上下水道料金以外に、滞納している上下水道料金がある人は、申請できませんか。

答6 今回の納付猶予に関しては、要件を満たせば、他に滞納している上下水道料金がある方も申請できます。

- 例えば、令和元年12月24日納期限の上下水道料金(令和元年10月・11月分)を滞納している方が、令和2年4月24日納期限の上下水道料金(令和2年2月分・3月分)について納付猶予の申請を行うことは可能です。

ただし、納付猶予の対象は令和2年2月分から同年5月分までのため、令和元年12月24日納期限だった令和元年10月分・11月分の上下水道料金は、納付猶予の対象にはなりません。納付猶予の対象外となった上下水道料金については、別途一部猶予(分割納付)を案内しています。他の滞納している料金もあわせて御相談ください。

問7 令和2年2月分から令和2年5月分まで納付猶予を行いたいのですが、令和2年4月分・5月分の上下水道料金がまだわかりません。どのように申請したらよいでしょうか。

答7 令和2年4月分・5月分の上下水道料金の金額が確定するのが、6月初旬頃になります。そのため、申請の時期によっては、4月分・5月分がわからないことがあります。その際は、納付猶予を希望する項目にチェックのみを入れ、金額欄は空欄のままの申請になります。金額欄については、後ほど金額が確定後、受付を行う経営課料金係にて記載します。記載にあたり、ご不明な点等ありましたら下記までご連絡ください。

問8 口座振替による納付をしており、納付猶予が許可されましたが、当初納付期限日に口座振替がされていました。納付した上下水道料金は還付されますか。

答8 口座振替をご利用中の方の令和2年4月分・5月分のスケジュールは下記のとおりです。納付猶予の申請が引き落とし日までに間に合わず、引き落としとなった方は、翌月以降に還付となります。また、すでに口座振替にて納付された令和2年2月分・3月分については、還付の対象となりませんので、あらかじめご了承ください。

第1回口座振替日 6月8日

第2回口座振替日 6月23日

問9 世帯が別で暮らしている父の公共料金の支払いは娘のわたしが納付書払いで担当しています。しかし、わたしが働いている職場が新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、休業したため、収入が減り父の公共料金の支払いを行うことが難しいです。その場合は、わたしの収入が減少したことを証明したら、父名義の上下水道料金について納付猶予を受けることはできるでしょうか。

答9 この場合は、任意様式で次の事実を自筆、押印のうえで証明していただきます。記入いただいた事実をもって、質問者が納付猶予の要件に該当する場合、納付猶予の許可を行うものとします。また、記入した内容に虚偽があった場合は、申請を棄却または不許可とします。様式については、窓口で交付又は申請者からの申出により、郵送しますので、その際は担当窓口まで御連絡ください。

- (1) 上下水道使用者と血縁関係にあること
- (2) 上下水道使用者の支払いを質問者が行っていること